

## 【論 文】

## 日本の中央銀行デジタル通貨の動向と考え方

—見えない導入予定—

Future of Japanese CBDC

帝京大学経済学部 社会貢献公開講義宿輪ゼミ<sup>1</sup>代表  
教授・博士（経済学） 宿輪 純一

## 【目次】

1. はじめに
2. デジタル通貨とは
3. デジタル通貨の基本形
4. 資金決済法
5. 電子マネー
6. 暗号資産（仮想通貨）
7. 新型決済インフラのトラブル
  - (1) 暗号資産（仮想通貨）
  - (2) 資金移動業者
8. 中銀デジタル通貨事例
9. 民間デジタル通貨事例
10. ビットコイン通貨化
11. マネロン対応
12. 新紙幣・新硬貨
13. 新小口決済システム「ことら」

## 【本文】

## 1. はじめに

現在、日本では「デジタル化」がブームである。あらゆる分野で、どんな分野でも「デジタル化」をしようとしている。逆に、マスコミやIT企業などデジタル関係者は「日本のデジタル化」が遅れているとして、デジタル化を無理に推進しようとしている部分も散見される。

安倍晋三政権の時に、政権を支えた経済産業省がまず「キャッシュレス」(Cashless)を政策<sup>2</sup>として推進した。菅義偉政権になってデジタル庁も創設し、キャッシュレスをベースとし

て日本経済全体で「デジタル化」(DX: Digital Transformation)を推進することとなった。その後、デジタル化はブームとなった。ブームとなるとトラブルも、行き過ぎも発生する。

本論のテーマである「デジタル通貨」であるが、日本の中央銀行である日本銀行の黒田東彦総裁によれば、「デジタル通貨」の発行予定はない意向を明らかにしており、繰り返し発表されている。それは、他の先進国と同様である。

課題（問題点）は、要点をいえば、デジタル通貨を発行するときの基本形は中央銀行に国民すべての口座を開設する。そのため、①その個人情報への厳格な管理をしなければならないこと、そして、②主としてマネーロンダリング（資金洗浄）のための本人確認が必要となること、③デジタル通貨は基本的には中央銀行がダイレクトに顧客と取引をする可能性があり、銀行業、すなわち民業（預貸）の妨害をする可能性があること、などである。これらの課題は超えられないとされている。

残念なことであるが、現在の過度なデジタルブームでは、この日本銀行の方向を「デジタル」のレベルが低いという向きもある。

その点に関して日本銀行は、中央銀行のみならず“日本全体”のIT業界（デジタル）のレベルが低く見られることを望んでおらず、また実際に、民間の決済技術も研究し、様々な実証実験まで行い、その積極姿勢を示している。

特に、中央銀行デジタル通貨を支える分散型

台帳技術（DLT：Distributed Ledger Technology）については、日本銀行と欧州中央銀行（ECB：European Central Bank）は、共同調査プロジェクトである「プロジェクト・ステラ」（Project Stella<sup>3</sup>）を開始した。研究（概念整理）と実証実験（実機検証）を行うものである。

筆者は銀行勤務をしながらも、全国銀行協会で行くつもの決済関係委員会の部会長として長年貢献してきた。財務省・金融庁・経済産業省・日本銀行の委員会にも招聘された（その委員会で検討・発言してきた内容をさらに発展させたのが、弊書『決済インフラ入門 [2025年版]』（東洋経済新報社）である。これには決済の“未来”を中心にして書いているので参照されたい。

## 2. デジタル通貨とは

「デジタル（Digital）」の語源は、もともとはラテン語で、手の“10本の指”の意味であった。人間は、昔、どの民族でも数を数えるときに指を使った。数を数えて“データ”として記録を付けていったのである。デジタルには2つの条件がある。

それはPDF（Portable Document Format）のように印刷した状態で保存するのではなく、①文字や数字を、個別に活用（使用）できる“データ”（Data）として保管すること。さらに、②管理も“中央集権型”として活用ができること。この2点が「デジタル化」の条件である。

まず、経済学・金融論の基本知識を確認する（日本銀行のホームページにも同様の説明がある）。世の中一般で言われる「おカネ」は「貨幣」（カヘイ）という。「通貨」（ツウカ）とは「法的通用性がある貨幣」のことをいう。通貨法に基づき通貨は「円」に定められた。つまり、通貨とは「通貨当局」である日本銀行と政府が発行している円のみである。デジタル通貨を囃し立てる向きにはこの基本知識が抜けている場合が多い。

この通貨法の影響は大きく、「仮想通貨」はそのように呼ばれていたが、その後、通貨では

ないのに通貨であるが如くの誤解を与えるとして、法律により「資産」と強制的に変更した。日本における仮想通貨の95%が資産運用として使用されていることも重視された。さらに、そのニュアンスを正確に出すために「仮想」から「暗号」に変更した。そのぐらい「通貨」という言葉（意味）には厳格なものがあるのである。

日本の通貨の場合では、明治18年（1885年）に「円」（¥：Yen）に定めた。それまでは「明治通宝<sup>4</sup>」という通貨を使用した。

現在の発行形態とすると、紙幣と硬貨がある。日本銀行の言い方は特殊で、紙幣を「銀行券」、硬貨を「貨幣」と呼ぶ。紙幣は切手なども対応している「国立印刷局」が印刷し、硬貨は「造幣局<sup>5</sup>」が製造している（「通貨」の詳細な仕組みや知識については、弊書『通貨経済学入門（第2版）』（日本経済新聞出版社）を参照されたい）。

現在の日本の通貨は「円」であるが、歴史的に見て東アジアの通貨は32頁の図表1にあるように、皆、「圓」という漢字を起源としている。

日本では「圓」を旧字体として、新字体として「円」が使われている。中国では「圓」から、国構え（クニガマエ）の「口」を外して、「員」となり、それを簡略化（簡体字）して「元」とした。韓国は、現在でも漢字ではそのまま「圓」を使用している。

通貨記号（図形記号）でいうと、日本の円は「¥」であり、中国の元も“同じく”「¥」である。発音に近い英語表記であれば日本円は「Yen」、中国元は「Yuan」である。

絵文字3文字の通貨コード（ISO）では、日本円はJPY、中国元はCNYである。中国元は中国の正式名称が中華人民共和国ということから、国内では人民元ということもある。この場合はRMB（レンミンピ）を使用する。

韓国の場合は、発音が「Won」であり、通貨記号は「₩」で、KRWである。

図表1 東アジアの通貨「圓」

圓	→	円	¥	(日本)		
	→	員	→	元	¥	(中国)
	→	₩		(韓国)		

(出所) 筆者作成

さらに通貨「圓」の前は、日本でも中国でも「兩」で、この兩から圓への移行は、通貨の歴史の中で大変重要な意味を持つ。

「兩」というのは、重さの単位である。つまり、“金属通貨”だった訳である。中国の清<sup>6</sup>でも、通貨は「兩」であった。それが「圓」になったが、圓という漢字は国構え(口)、これは実は“紙”を意味する。そこに“員”、つまり“人”が入る、つまり「圓」とは、金に交換が保証(兌換)された通貨ではなく、信用によって成り立っている“信用通貨”という意味である(図表2)。

図表2 圓と兩の違い

圓	→	口(紙) + 員(人)	<紙幣>
兩		(重さの単位)	<金属貨幣>

(出所) 筆者作成

近世では、どの国でも金・銀・銅の金属貨幣制度が行われていた。その中でも、一番使用されたのが、実は「銀」である。金は、日本でも小判として知られているが、実際の経済(商売)で使用されたのは銀である。そのため「銀」が代表的なおカネとして認識されたのである。「行」というのは、中国における会社(企業や同業組合)の昔のいい方である。つまり、銀行とは、古臭い用語であるが、おカネを取り扱う会社という意味である。

### 3. デジタル通貨の基本形

デジタル通貨は「通貨」をデジタル化することである。通貨は、各国中央銀行と財務省などの通貨当局が発行することが基本である。日本の場合は紙幣は「日本銀行券」とあり、硬貨は「日本国」の表示があるように、政府が

製造しているが、日本銀行に交付されたときに発行とみなす。そのため、通貨は基本的には「中央銀行通貨」であり、デジタル化された通貨=デジタル通貨は「中央銀行デジタル通貨」となる。ここで、マスコミや一部の方々“民間”デジタル通貨という表現を使うが、これは明確な“間違い”である。

中央銀行デジタル通貨、いわゆるCBDC(Central Bank Digital Currency)の基本的な形は“中国”を考えると分かりやすい。

通貨は“国民”だれでも使うことが出来る。つまり、デジタル通貨であれば、全国民がデジタル通貨の“口座”を“中央銀行”に開設することになる。その口座を通じて、デジタル通貨のやり取りをする。

銀行業務では、民間銀行は開設された口座を“管理”する。同様に、デジタル通貨では、中央銀行は全国民の口座を管理することになる。中央銀行は当局(公的機関)であり、国民、個人個人の全行動を管理(監視)することが可能になるというわけである。全国民の個人情報丸見えになってよいか、という問題になる。

中国では銀行やスマホ決済インフラ(アプリ)は、すべて当局の管理下にあるとされている。具体的には、法人については銀行で、個人(リテール)は決済インフラであるアリペイとウィーチャットペイで管理している。

その、通貨そのものであるデジタル人民元であるが、オリンピック会場+4都市で実証実験を行い、中国人民銀行は今年になってデジタル人民元の電子財布アプリを公開した。スマホにダウンロードして決済インフラとして使用する。

北京オリンピックでは、東京オリンピックと同様に、海外からの観客の受け入れを行わないなど、リテール決済のアピールする場としては残念な状況となった。

### 4. 資金決済法

デジタル通貨もそうであるが、「新しい決済インフラ」(新型決済インフラ)の導入が一気

に進んだのは「決済」に関わる法律「資金決済法」が2010年に施行されたためである(その後、2021年に改正)。資金決済法については、筆者はその検討段階から委員会も含め、金融庁に全面的に協力してきた。

資金決済法では「決済(支払)」と「対価の受取」との時間の関係で、図表3のように、「前払」・「同時払」・「後払」の3つに分類して支払手段を整理した。

図表3 資金決済法による支払い手段

“前払”式支払手段：電子マネー
“同時払”式支払手段：デビットカード
“後払”式支払手段：クレジットカード

(出所) 筆者作成

特に筆者は資金決済法によって、誕生した新しい決済手段を「新型決済インフラ」と名付け従来の決済手段と分類して整理している。

## 5. 電子マネー

「デジタル通貨」はあくまでも「通貨」がデジタル化したものであり、中央銀行“のみ”が発行可能である。通常、デジタル通貨は“中央銀行デジタル通貨”を指す。

最近、用語として「民間デジタル通貨」という言葉を見かけるが、先にも述べたように、定義として間違いである。通貨は通貨当局(中央銀行+財務省)しか発行できないからである。

無理に「民間デジタル通貨」という言い方をすれば、それは民間発行の「電子マネー」の意味に近い。

電子マネーと民間デジタル通貨との違いは、電子マネーは商品の購入などの支払(決済)の時のみであるが、民間デジタル通貨は支払だけでなく、“受取”も可能である。“双方向”でできることが、電子マネーと違う。

## 6. 暗号資産(仮想通貨)

「暗号資産」(Crypto Assets)という金融商品が資金決済法で定義され取引が開始された。

当初は「仮想通貨」(Virtual Currency)といわれた。

「仮想通貨」というと、通貨の一種と思い込む方々や、通貨を仮想化させたものと考えて方が多かった。そのため、改正資金決済法で、名称を仮想通貨から暗号資産と変更してその性質を誤解の無いようにした。

特に日本では、暗号資産(仮想通貨)はモノの購入で使用する方は少なく、投資が95%程度になっている。そのため、資産運用としての使用が殆どである。

価格が株式や通貨のように変動する「財産的価値」とされている。ベースとなる資産(担保)があるわけではなく、そのスキーム全体がその“価値”となっている。金融商品とすると、きわめて見えにくい価値がそのベースとなっているのである。

変動の特徴は、基本的に「株式(株価)」に近い形になり、その振幅は大きく、スピードが速い。言い換えれば“不安定”な動きとなる。

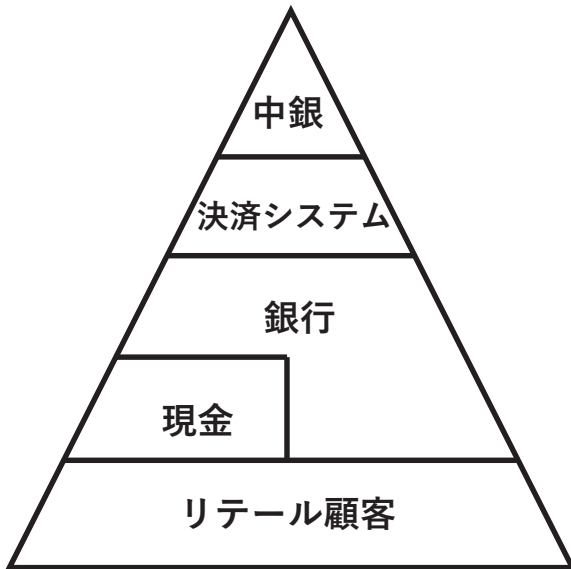
その暗号資産の最大の特徴は、“分散型”の構造になっていることである。通常、金融取引は“集中型”(ピラミッド構造/ヒエラルキー)をしている(34頁の図表4)。例えば、日本円を考えた場合でも、現金があり、銀行を経由して、最後は中央銀行である日本銀行で最終決済が行われる(筆者は、全国銀行協会で、全銀システムや外為円決済システムをはじめとして決済システムや、SWIFT関係の委員会の代表として、このような分析・検討を現場と中央銀行・金融庁の調整も行ってきた)。

それに対し、暗号資産(仮想通貨)は、集中型ではなく、すべて平等な「分散型台帳(ブロックチェーン:Blockchain)」を持つ構造である。

これは、暗号資産(仮想通貨)のそもそもの起源が、国家的な管理への不満をベースとしているからである。米ドルや自国の通貨以上に相場変動リスクもあるが、“管理される”ということ回避するためのものであった。

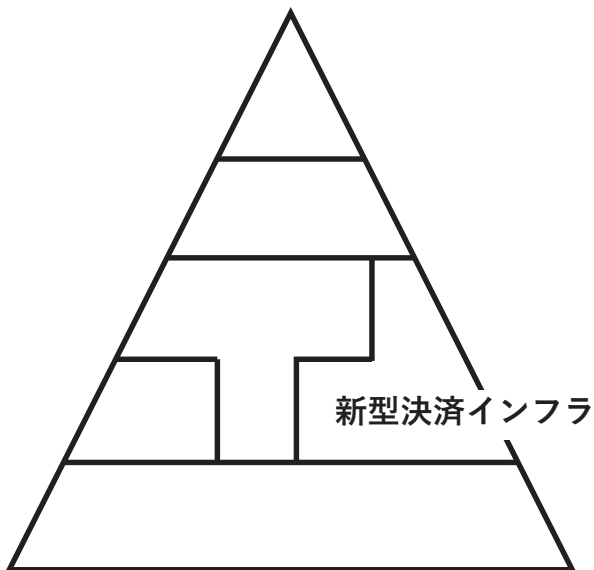
基本的には“メール”の感覚に近く、とにか

図表4 銀行の決済ヒエラルキー



(出所) 筆者作成

図表5 新型決済インフラが加わった銀行ヒエラルキー



(出所) 筆者作成

く“相対”で連絡することがその構造となっていた。

しかし、暗号資産（仮想通貨）も新型決済インフラに入る。決済を考えた場合、新型決済インフラの部分に入り、全体として「決済ヒエラルキー」に組み込まれてしまう（図表5）。

その暗号資産（仮想通貨）も、資産として投資（投機）に使用されるのが主たる目的であり、

その変動こそが大事であった。投資家（投機家）は、投資商品としては、株式や為替（通貨）や不動産、商品取引、そしてそれぞれの先物などを取引し、“変動が大きい”ことを魅力として、暗号資産（仮想通貨）を開始する向きが多い。足元、仮想通貨は世界で15,000種類存在するといわれている。その中で、日本で金融庁に認可されているのは13種類である。それだけ課題のある仮想通貨が世界に多いということである。

最近では、暗号資産（仮想通貨）の中で、価格が動かない＝通貨に固定された価格を持つものが登場した。それを「ステーブルコイン（Stable Coin）」という。変動が魅力とされた暗号資産で変動から固定にさせる意味は、暗号資産の中でもそれぞれ特徴があり、皆が同じ動きをしているわけではない。それぞれの暗号資産で特徴があり、それぞれ変動（動き）が違う。そこに様々な暗号資産を取引する意味がある。

筆者も以前、メガバンクの市場部門でディーラーとしての勤務経験も長かった。その時の経験から言って、いつも市場の動きを読めるわけではない。市場が自身の予想と違う動きをして、状況の確認が必要になるときがある。

そのような時に、価格が固定された暗号資産に一時的に避難させるという意味があるのである。

SNSの企業メタ（META）（旧フェイスブック：Facebook）が、各国通貨を資産とした仮想通貨（ステーブルコイン）「リベラ（Libera）」を発行しようとして準備を進めていた。その計画は、実質的に「民間デジタル通貨」を発行したいということであった。

しかし、先進国各国の通貨当局、特に米国が強硬に反対し、計画は破綻した。その後、「ディエム（Diem）」と名を変え、いわゆる電子マネーのような形態で検討を進めたが、当局からの圧力が強く頓挫した。これが各国通貨当局の「民間デジタル通貨」への“姿勢”である。

筆者は、通貨や決済インフラが専門であり、『通貨経済学入門（第2版）』（日本経済新聞出

版社)にも詳しく書いたが、メタ(旧フェイスブック)が使用している「リベラ(Libera)」も「ディエム(Dium)」も、その用語は、かなり「通貨」を研究したという感がある。

まず「リベラ(Libra)」であるが、これは「天秤」を意味する。日本では星占いでてんびん座をライブラと言っている。「天秤」は量りであり、通貨としての大事な機能である価値評価に力点が置かれている。この系列の通貨名は現在のトルコ・リラ(Lira)、ユーロになる以前のイタリア・リラ(Lira)がある。また英国の通貨ポンドの通貨記号£のベースは“L”であり、これは天秤のLibraのLである。

さらに「リベラ」から変更した「ディエム(Diem)」であるが、これは特に“Di”から始まるのが通貨名として重要である。先にも書いたが、Digitalと同じ語源で、10を意味する。これも数えるということが意識されている。現在でも、UAE・モロッコなどでは「ディルハム」、アルジェリア・イラク・クウェートなどでは「ディナール」と、“Di”を意識した通貨がいくつもある。

このように、メタは、このような通貨の起源や歴史を深く学んだ節がある。その上で、デジタル通貨の発行を計画したのであろう。

## 7. 新型決済インフラのトラブル

これまでは、いわゆる為替業務は銀行法に基づき厳格に執り行われていた。日本では資金決済法により「新型決済インフラ」が発効されることになった。新型決済インフラについては、一概には言えないが、トラブルが多く発生しているイメージが強い。基本的には、システムや仕組みの脆弱性に犯罪者が巧みに付け込み(ハッキングし)、暗号資産や資金を盗難する、あるいは詐欺するというパターンが殆どである。

### (1) 暗号資産(仮想通貨)

ここでは一例一例上げて解説することはしないが、トラブルは暗号資産(仮想通貨)のプロ

グラム自体の脆弱性と、暗号資産交換業者のシステムや仕組みの脆弱性の2つの課題がある。

2018年には暗号資産交換業者コインチェックのシステムがハッキングされて、日本円にして580億円の暗号資産(ネム:NEM<sup>7</sup>)が盗難された事件をはじめ類似する事件が続いた。

特に暗号資産交換業者は以前は「仮想通貨取引所」といわれており、これも「証券取引所」のような(公的な)「取引所」と誤解するケースが多く、暗号資産(仮想通貨)とともに、取引所を「交換業者」と名称変更を徹底した。

その後、金融庁が暗号資産交換業者の管理を強化した。

国際的な暗号資産(仮想通貨)の業界では、日本は「暗号資産先進国」と認識されている。それは、日本が一番最初に暗号資産(仮想通貨)を法的に規定したからである。この法的根拠があることが大事なのである。特に、個人ではなく、組織で取引するときに、法的根拠が重視される傾向にある。

### (2) 資金移動業者

資金決済法で新しく規定された新型決済インフラに「資金移動業者(Fund Transfer Service Providers)」がある。いわゆる「~Pay」といわれる決済インフラである。

資金決済法を作る目的の一つに、銀行以外の企業も“為替業務”ができるようにする、というものがあつた。そのため「資金移動業者」という業者を新設した。

しかし、暗号資産(仮想通貨)と同様に、トラブルが多数発生している。特に、本人確認の部分に課題があり、ハッキングされ、接続した金融機関の資金を盗難するなど犯罪が続いた。

## 8. 中銀デジタル通貨事例

中銀デジタル通貨(CBDC)の導入事例はバハマだけである。カンボジアも有名であるが誤解で、実は通貨ではなく“決済インフラ”である。他は、実証実験や計画レベルのものが多い。

“デジタル”関係はブームであり、大きく報道する傾向にある。

唯一、「バハマ (Bahamas)」は「サンドドル (Sand Dollar)」を発行した。バハマは島国であり、現金の輸送に大変な手間が掛かっており、国家的な問題意識の上にデジタル通貨を発行した。

カンボジア (Cambodia) の「バゴン (Bakong)」も有名で、デジタル通貨と誤解している向きも多い。バゴンは、これは決済インフラの名前で、通貨はリエルのままである。

スウェーデンやタイ、インド、米国そして日本などもデジタル通貨の話も多いが、ほとんどが“実証実験”などであり、デジタル通貨の実際の導入の可能性は低い。

さらにいえば、米国中央銀行FRBも日本の中央銀行日本銀行も、積極的な“姿勢”を示すのみで、具体的には進めない。

## 9. 民間デジタル通貨事例

最近、「民間デジタル通貨」のニュースや記事が多い。業務面を見ると、一般的には「電子マネー」のことである。

違いを強いていえば、電子マネーはチャージして、モノを買って支払をしていくという形であるが、民間デジタル通貨はもともとは現金であるため、双方向でやり取りができる。

銀行の企画部門の時に検討もしたが、そもそも「電子マネー」は銀行“経営”としてやるべきではないという判断が一般的である。それは収益性が低いからである。

銀行の商品で具体的にいうと、すでに、銀行では「デビットカード (Debit Card)」があり、顧客とすると電子マネーはほとんど同機能に見える。民間デジタル通貨 (そもそも言い方に問題があるが) は、電子マネーの拡張版であり、新決済インフラの～Payやデビットカードと機能がダブリ、その経営的な可能性が見えてこない。今の～PayとSuica・PASMOなどを始めとした電子マネー、そしてクレジットカード

の体制で、民間電子マネーのニーズが見えず、経営的にも難しいと考えられる。

実際、銀行として、米国ではJPモルガンチェース「JPMコイン」を、日本ではみずほ銀行が「J-Coin」を発行したが、電子マネーや小口決済インフラ<sup>8</sup>のインフラ主流にはなれない。

そもそも、電子マネー業務ですら収益性が低いため、主力の業務にすることは経営的にはタブーであった。SuicaやPASMOも交通系 (電鉄会社) の、そしてnanacoも楽天エディも流通系の、あくまでも“補助”的業務として行っている。

日本では、国内の大手の事業会社や金融機関70社で構成する「デジタル通貨フォーラム」が民間デジタル通貨について実証実験をしている。しかし、これも、日本銀行を始めとした世界の中央銀行や、大手銀行同様に「姿勢」を“強く”示している。

## 10. ビットコイン通貨化

民間デジタル通貨ではないが、先に述べた暗号資産 (仮想通貨) を通貨として導入する国もある。特に暗号資産 (仮想通貨) の代表格がビットコイン (Bitcoin) である。

国の通貨 (法定通貨) として導入したのは、エルサルバドルとアフガニスタンの2か国がある。

エルサルバドル (El Salvador) は、そもそもは自国通貨コロン (Colon) があった。その後、米ドルの使用 (ドル化) が進み、ついに2001年に米ドルを通貨とした。その後、2021年にビットコインを通貨とした。

ビットコインを法定通貨にした理由は、ビットコインの送金手数料<sup>9</sup>の安さである。エルサルバドルは国民の多くが海外に居住し、親戚に送金 (郷里送金・出稼ぎ送金) している。そのため、送金手数料の非常に安いビットコインを選択したわけである。

IMF (International Monetary Fund: 国際通貨基金)<sup>10</sup>は、2022年に入り、エルサルバド

ルに対し、ビットコイン通貨化の“廃止”を要求した。

アフガニスタンもまた正式ではないが、ビットコインを通貨として使用し始めている国である。米国はアフガニスタンから2021年に完全撤退した。

アフガニスタンには、もともとは、通貨「アフガニ (Afghani)」が存在した。米軍占領下には、米ドルが通貨として流通していた。しかし、米軍が撤収したのちに、米ドルの使用はできなくなった。しかも、アフガニスタンの主産業は麻薬であり、その売買そのものがマネーロンダリング (後に解説) であり、“通常の通貨”では取引ができない。そこで、管理が通貨レベルでないビットコインを使用し始めていると伝えられている。

## 11. マネロン対応

外国との取引ではもちろん、国内でも犯罪資金の出所を分からなくする「マネーロンダリング<sup>11</sup> (Money Laundering : 資金洗浄)」の対応は必須である。「新型決済インフラ」も含めた「決済インフラ」もマネロン対応を厳格に行わなければならない。特に「新型決済インフラ」はただでさえ犯罪が多く、より注意が必要である。

特に最近では、犯罪資金が世界的なテロ資金に流入しているケースも増加中で、さらに厳格な管理が求められている。

マネーロンダリング対応を厳格に行うには莫大なコストがかかる。新決済インフラもマネロン対応は当然やっているが、さらに厳格に行うことはコスト増加要因になり、送金手数料も今のように安いレベルを保つことは困難になる可能性もある。

このマネーロンダリング対応を、国際的に取りまとめているのが政府間機関である FATF (ファトフ : Financial Action Task Force : 金融活動作業部会) である。FATF は各国の相互検査を実施しているが、なんと日本は昨年「不

合格」になってしまった。金融機関側にも問題はあるが、金融庁を始めとした監督官庁側にも問題があり、各省庁の管理体制が一体化していないところが指摘された。

## 12. 新紙幣・新硬貨

近年、日本も決済インフラ改革が続いている。その決済システムの代表的な支払手段が「現金」である。

キャッシュレス化・デジタル化を推進しているのは経済産業省であるが、今回の新しい現金 (紙幣・硬貨) の発行は財務省と日本銀行が担当である。

表向きの目的は偽造防止であるが、タンス預金防止も重要な目的である。たとえば、旧札を大量に持ち込むと異質感があるからである。

財務省と日本銀行では、財務省が上位組織であり、そのため、紙幣よりも硬貨を先に発行したと言われている。

この新硬貨を先に発行させることは、新硬貨の対応を遅らせることになった。現金を取り扱う企業は、2024年の紙幣が発行された時に、一緒に対応するからである。それまでは新500円玉の対応のために機械の対応をしない企業が多い。

## 13. 新小口決済システム「ことら」

銀行口座も、ペーパーレス・デジタル化させ通帳を無くすことから始め、通帳無しの「e-口座」に移行させている。みずほ銀行は残念なトラブルが相次ぎ、その計画も無期延期された。

銀行業界では電子マネーと同格でデビットカードを運用しており、そのデビットカードの仕組みを拡張させる新しい小口決済システム「ことら (小口トランザクション)」が、2022年9月にリリースされる。今回の小口とは10万円以下の金額としている。このシステムはデビットカードのシステムを活用した。そのため、通常の決済システム開発よりも短い時間で開発できることになった。



通常、全銀システムをはじめ、全銀協が主体で開発・運営されることが通常であったが、今回は5メガバンク（3メガ+りそな銀行+埼玉りそな銀行）を中心に、特殊会社を作り、そこを主体に開発・運営されることになった。それに地方銀行をはじめ参加する形である。いくなれば護送船団方式をやめたもので、これも早期に開発ができた理由の一つである。

## 参考文献

- 宿輪純一（2021年）『決済インフラ入門 [2025年版] : スマホ決済、デジタル通貨から銀行の新リテール戦略、次なる改革まで』東洋経済新報社
- 宿輪純一・他（2017年）『ビットコイン入門』毎日新聞出版
- 宿輪純一（2015年）『通貨経済学入門 [第2版]』日本経済新聞出版社
- 宿輪純一・他（2015年）『金融が支える日本経済—真の成長戦略を考える』東洋経済新報社
- 宿輪純一・他（2013年）『円安 vs. 円高 どちらの道を選択すべきか』東洋経済新報社
- 宿輪純一・他（2013年）『決済システムのすべて [第3版]』東洋経済新報社
- 宿輪純一・他（2008年）『証券決済システムのすべて [第2版]』東洋経済新報社
- 宿輪純一（2006年）『アジア金融システムの経済学』日本経済新聞社

## 注

1. 筆者が、東京大学大学院で教鞭を執っていた2006年以來、開催している社会貢献公開講義。16年目・会員約12,000人・約400回開催。会場は文京シビックセンター。日本経済新聞から取材・掲載。この4月で17年目に。  
[https://www.facebook.com/groups/shukuwase\\_minar](https://www.facebook.com/groups/shukuwase_minar)
2. この「キャッシュレス政策」の前に、「ペーパーレス政策」があった。ペーパーレスという言葉は1970年代にできたが、実際に政策として導入されたのは1990年半ば頃からである。当初は「デジタ

ル化」のようにデータを保存・活用する目的ではなくて、紙の使用量を少なくすることによって、自然保護に資することが目的であった。

3. 「Stella」はラテン語で“星”の意味。
4. 「通宝」とは、広く一般に流通する貨幣の意味で、通貨ほど厳格ではない。
5. 「国立造幣局」とはいわない。
6. 日清戦争の賠償金を、清は当時の清の通貨「兩」で日本に払った。(個人的には驚きなのだが)当時、その決済は、英国銀行 (BOE : Bank of England) の行内における口座振替によって実行された。いわゆる金塊の輸送は行われなかった。英国を中心とした金融制度が世界的に成立していた。
7. NEM とは新しい経済運動 (New Economy Movement) の略称。
8. Paypal 傘下の「Venmo」など。
9. 実は、日本が、資金移動業者をはじめとして、資金決済法の検討に着手したのは、海外 (アジア) からの出稼ぎ労働者の送金手数料の高さに対する、国家的な依頼があったからである。国内のニーズの高まりからではなく、海外のニーズだったのである。詳しくは弊書『決済インフラ入門 [2025年版]』(東洋経済新報社) ご参照のこと。
10. 特に、各国の為替政策をチェックし管理している国際機関。詳しくは、弊書『通貨経済学入門 (第2版)』(日本経済新聞出版社) ご参照のこと。
11. 各省庁 (金融庁・警察庁・財務省・経済産業省等) によって、マネー・ローンダリング、マネー・ロンダリング、マネーロンダリングなど、組織によって様々な表記が存在する。